2-7 知的財産

分子科学研究所では,特許出願,特許権の帰属等に関する実質的な審議を行うため,知的財産委員会を設けている。 委員会は、概ね各領域から教員1名、国際研究協力課長、財務課長に加えて、外部委員1名から構成されている。こ の分子科学研究所知的財産委員会での議決を機構知的財産委員会に諮り、機構として特許出願等を行うことになる。 また、大学共同利用機関法人4機構の知財形成委員会・全体小委員会・連絡小委員会などとも連携し、情報交換に努 めている。法人化によって知的財産の研究機関による保有が円滑に行われるようになり、独創的な技術や物質開発に 対する権利が相応に保証されるシステムが確立してきたことと知的財産権の保有に対する評価が根付いてきたことも あって、研究所に於ける特許申請件数は増加の傾向にあったが、このところ横ばい状態にある。内容は、基礎研究か ら生まれた新しい材料の創成,生体関連物質の新しい分析手法,小型大出力セラミックスレーザーの開発など多岐に わたっている。この中には,企業との共同出願も含まれている。これらを基にした企業との共同研究も盛んであり, 基礎科学の成果が企業を通して社会に還元される道を作っている。平成18年度の特許申請件数は,個人有としたも の1件,機構有としたもの8件(実出願8件),19年度は,個人有1件,機構有5件(実出願3件)であった(2007 年12月11日現在)。